

# 目次

## 九州運輸局編

### 《法令の改正》

◎車 両 法：令和5年6月16日公布、  
令和7年6月1日施行  
法律第63号まで

◎施行規則：令和8年2月16日  
公布、施行  
国土交通省令第9号まで

◎点検基準：令和5年10月20日公布、  
令和5年12月21日施行  
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年12月24日公布、  
令和8年1月1日施行  
第69次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

## 第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	10
3 保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	17
5 自動車の検査制度	22
6 認証制度	30
7 指定制度（工場関係）	42
8 指定制度（検査員関係）	51
9 指定制度（保安基準適合証関係）	53
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	68

## 第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	77
2 自動車の装置一般	84
3 自動車の車体関係	92
4 自動車の室内関係	100
5 自動車の騒音・排ガス関係	110
6 自動車の灯火関係	113
7 警音器・後写鏡・速度計 他	130
8 テスタ等による機能維持確認	137

## 第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	154
2 年度別計算問題	156

## 第4章 年度別試験問題

1 令和7年度 第1回	194
2 令和7年度 第2回	206
3 令和6年度 第1回	217
4 令和6年度 第2回	229
5 令和5年度 第1回	240
6 令和5年度 第2回	252
7 令和4年度 第1回	264
8 令和4年度 第2回	276

## 1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	7
2. 用語の定義	7
3. 自動車の種別（法令）	8
4. 自動車の種別（別表第1）	9

## 2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般的効力	10
2. 新規登録の申請	10
3. 自動車登録番号標の封印等	11
4. 変更登録・移転登録	12
5. 永久抹消登録・一時抹消登録	13
6. 自動車登録番号標の表示の義務	13
7. 車台番号等の打刻	14
8. 打刻の塗まつ等の禁止	14
9. 譲渡証明書	14
10. 臨時運行の許可	15
11. 回送運行の許可	16

## 3. 保安基準

1. 保安基準	16
---------	----

## 4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	17
2. 日常点検整備	17
3. 定期点検整備（点検期間）	18
4. 定期点検整備（点検内容）	19
5. 点検整備記録簿	20
6. 整備管理者	21
7. 整備命令	21
8. 自動車の点検及び整備に関する手引	22

## 5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	22
2. 新規検査	23
3. 自動車検査証の有効期間	23
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	24
5. 継続検査	25
6. 自動車検査証の備付けと検査標章の表示	26
7. 自動車検査証記録事項の変更	27
8. 自動車検査証の返納等	27
9. 自動車検査証等の再交付	28
10. 予備検査	28
11. 限定自動車検査証	28
12. 自動車部品を装着した場合の取扱い	29

## 6. 認証制度

1. 特定整備事業の種類	30
2. 認証	30
3. 対象とする自動車の種類	31
4. 認証基準	31
5. 特定整備の定義	34
6. 特定整備事業者の変更届	35
7. 事業の相続・譲渡	36
8. 特定整備事業者の標識	36
9. 特定整備事業者の義務	37
10. 特定整備記録簿	37
11. 設備の維持等	38
12. 特定整備事業者の遵守事項	38
13. 整備主任者	41

## 7. 指定制度（工場関係）

1. 優良自動車整備事業の認定	42
2. 指定自動車整備事業の指定	42
3. 指定工場の設備、技術及び管理組織（1）	43
4. 検査の設備	45
5. 指定工場の設備、技術及び管理組織（2）	45
6. 対象自動車の指定	47
7. 検査用機器の共用	48
8. 検査用機器の校正	49
9. 検査用機器の構造と取扱い	50

## 8. 指定制度（検査員関係）

1. 自動車検査員の選任	51
2. 自動車検査員の要件	52
3. 自動車検査員の研修	52
4. 自動車検査員の解任	52

## 9. 指定制度（保安基準適合証関係）

1. 指定事業者による 保安基準適合証の交付……………	53
2. 指定事業者による点検の基準……………	54
3. 自動車検査員による検査（検査等の基準）……………	54
4. 自動車検査員による証明……………	56
5. 整備事業の一部の委託……………	57
6. 自動車検査員の服務……………	57
7. 自動車検査員の作業区分……………	58
8. 保安基準適合証等の有効期間……………	59
9. 保安基準適合標章の表示……………	60
10. 保安基準適合証等の取扱い（記載方法）……………	60
11. 保安基準適合証等の取扱い （不正使用の防止等）……………	62
12. 保安基準適合証等の訂正・再交付 ……	63
13. 走行距離計表示値の取扱い ……	64
14. 自賠責保険証明書の備付け ……	65
15. 保安基準適合証の取扱い （最終の検査申請日）……………	65
16. 限定保安基準適合証 ……	67

## 10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）

1. 指定整備記録簿（記載事項・保存期間）	68
2. 指定整備記録簿（記載要領）……………	69
3. 指定事業者への罰則の適用……………	70
4. 保安基準適合証の交付の停止……………	70
5. 指定事業者の変更届……………	71
6. 不正使用等の禁止……………	71
7. 不正改造等の禁止……………	71

# 1 目的・用語・自動車の種別

## 1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( ) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び( ) の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7.2/R5.2/R4.1]
- ☑2. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、( ) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の( ) 事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R7.1]
- ☑3. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R6.2/R6.1]
- ☑4. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに( ) 及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1/R3.2]
- ☑5. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに( ) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑6. 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに( ) 及び公害の防止その他の( ) 並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]

◎正解 1…所有権 / 公害 : 2…所有権 / 整備 : 3…○ : 4…安全性の確保 : 5…整備 :  
6…安全性の確保 / 環境の保全

### [関係法令]

#### ◆車両法◆第1条 (この法律の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実又は法律関係の存在をおおやけに証明すること。
  - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
  - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
  - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

## 2 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。  
[R6.2/R3.2/R3.1]
- ☑2. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び( ) をいう。  
[R6.1/R4.2]
- ☑3. 道路運送車両法で定める「道路運送車両」とは、自動車、軽自動車及び軽車両をいう。[R5.1]
- ☑4. 道路運送車両法で( ) とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R6.2/R3.1]

- ☑5. 道路運送車両法で自動車とは、( ) により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R6.1/R3.2]
- ☑6. 道路運送車両法で「原動機付自転車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その総排気量は( ) ℓ以下とする。[R4.1]
- ☑7. 道路運送車両法において、「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。  
[R7.2/R7.1/R5.2]

◎正解 1…○：2…軽車両：3…×：4…自動車：5…原動機：6…0.125：7…○

**[関係法令]**

**◆車両法◆第2条(定義)**

1. この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
2. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
3. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令[施行規則第1条]で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。  
▷総排気量が0.050 ℓ以下(二輪を有するものであって、最高出力が4.0kW以下のものにあっては、0.125 ℓ以下)又は定格出力が0.60kW以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。
5. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。)をいう。

**3 自動車の種別(法令)**

**[過去出題例]**

- ☑1. 道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R6.2/R4.1]
- ☑2. 道路運送車両法に規定する( )、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R6.1]
- ☑3. 自動車の種別は、自動車の( )及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[R3.2]
- ☑4. 自動車の種別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に分けられる。[R7.2]
- ☑5. 自動車の種別は、普通自動車、中型自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に分けられる。[R7.1]

◎正解 1…○：2…普通自動車：3…大きさ：4…○：5…×

**【関係法令】****◆車両法◆第3条（自動車の種別）**

1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令〔施行規則第2条〕で定める。
- ▷自動車は、「大きさ」「構造」「原動機の種類」「総排気量又は定格出力」を基準として、「普通」「小型」「軽」「大特」「小特」の5種類に分類される。
- ▷自動車の種別に大型自動車は定義されていない。

**4 自動車の種別（別表第1）****【過去出題例】**

## ▪ 法令

1. 四輪の小型自動車の大きさは、長さ（ ）m以下、幅1.70m以下、高さ2.00m以下である。 [R6.2/R6.1/R3.2]
2. 四輪の軽自動車の大きさは、長さ3.40m以下、幅（ ）m以下、高さ2.00m以下である。 [R7.2/R6.2/R6.1/R4.2]
3. 道路運送車両法及び関係法令等で規定されている四輪の軽自動車の大きさは、長さ（ ）m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下である。 [R7.1]

## ▪ 別表第1

4. 長さ469cm、幅169cm、高さ172cmであって、軽油を燃料とする排気量が2.99ℓの自動車の種別は（ ）自動車である。 [R7.1]
5. 四輪の小型自動車は、内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、総排気量が（ ）ℓ以下である。 [R6.2/R6.1]
6. 自動車の大きさが長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.68mで、ガソリンを燃料とする総排気量1.98ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は、（ ）自動車である。 [R5.2]
7. 長さ469cm、幅169cm、高さ152cm、車体形状が「ステーションワゴン」であつて、軽油を燃料とする総排気量が2.38ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は（ ）自動車である。 [R4.1]
8. 自動車の大きさが長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.68mで、車体の形状が箱形、ガソリンを燃料とする総排気量1.98ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は、小型自動車である。 [R4.2]
9. 長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.99mで、ガソリンを燃料とする総排気量1.99ℓの内燃機関を原動機とする四輪自動車の種別は、普通自動車である。 [R3.1]
10. 長さ4.70m、幅1.70m、高さ2.00m、最高速度30km/hの農耕トラクタの自動車の種別は（ ）特殊自動車である。 [R5.1]
11. 農耕トラクタであつて、最高速度が35km/h未満のものは（ ）特殊自動車である。 [R3.1]

◎正解 1…4.70：2…1.48：3…3.40：4…小型：5…2.00：6…小型：7…小型：8…○：9…×：  
10…小型：11…小型

**【関係法令】****◆施行規則◆第2条（自動車の種別）**

1. 法第3条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。

〈別表第1 (第2条関係)〉

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く）にあっては、その総排気量が2.00ℓ以下のものに限る）	4.70m 以下	1.70m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.660ℓ以下のものに限る）	3.40m 以下	1.48m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む）で自動車の大きさが右欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあっては、その総排気量が0.250ℓ以下のものに限る）	2.50m 以下	1.30m 以下	2.00m 以下
大型特殊自動車	1. 次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの イ. ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ等 [以下略] ロ. 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車等 [以下略] 2. ポール・トレーラ等 [以下略]			
小型特殊自動車	1. 前項第1号イに掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15km/h以下のもの	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下
	2. 前項第1号ロに掲げる自動車であって、最高速度35km/h未満のもの			

## 2 自動車の登録制度

### 1 登録の一般的効力

[過去出題例]

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。[R7.1/R6.2/R6.1/R5.2/R4.2/R3.2/R3.1]

◎正解 1…○

[関係法令]

#### ◆車両法◆第4条（登録の一般的効力）

1. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

### 2 新規登録の申請

[過去出題例]

1. 新規登録の申請の際、有効な自動車予備検査証を提出することにより、当該自動車の提示を省略することができる。[R7.2/R6.1/R4.1]
2. 一度も登録を受けていない自動車（いわゆる新車）の新規登録の申請をする場合、型式について指定を受けた自動車は、発行後（ ）月を経過しない完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代えることができる。[R4.1]

## 第2章 保安基準

本章では、製作年月日の記載が無い場合、全て令和8年1月1日製作車としている（第4章においても同じ）。なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

### 1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	77
2. 不適切な補修等	78
3. 長さ、幅及び高さ	79
4. 最低地上高	81
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	82
6. 安定性	83
7. 最小回転半径	83
8. 接地部及び接地圧	84

### 2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	84
2. 速度抑制装置	85
3. 走行装置	86
4. 操縦装置	87
5. かじ取装置	88
6. 施錠装置	89
7. 制動装置	89
8. 衝突被害軽減制動制御装置 （自動ブレーキ）	90
9. 緩衝装置	91
10. 燃料装置	92

### 3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	92
2. 車体表示	95
3. 巻込防止装置	96
4. 突入防止装置	97
5. 前部潜り込み防止装置	99

### 4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	100
2. 運転者席	101
3. 座席	102
4. 座席ベルト	103
5. 座席ベルト非装着時警報装置	104
6. 頭部後傾防止装置	105
7. 通路	105
8. 乗降口	106
9. 非常口	107
10. 物品積載装置	107
11. 窓ガラス	108

### 5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	110
2. 排出ガス等の発散防止装置（機能維持）	112
3. ブローバイ・ガス還元装置	112
4. 排出ガス等の発散防止装置（排気管）	113

### 6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	113
2. すれ違い用前照灯	114
3. 前照灯照射方向調節装置	115
4. 前部霧灯	115
5. 側方照射灯	116
6. 車幅灯	116
7. 昼間走行灯	117
8. 前部反射器	118
9. 側方灯・側方反射器	118
10. 番号灯	119
11. 尾灯	120
12. 後部霧灯	120
13. 後部反射器・大型後部反射器	121
14. 制動灯	123
15. 補助制動灯	124
16. 後退灯	124
17. 方向指示器	126
18. 補助方向指示器	127
19. その他の灯火等の制限	127

### 7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	130
2. 非常信号用具	131
3. 後写鏡	131
4. 直前及び側方の視界	132
5. 窓ふき器	134
6. 速度計	135
7. 消火器	135
8. 運行記録計	136
9. 緊急自動車	136
10. 道路維持作業用自動車	136
11. 自主防犯活動用自動車	137
12. 乗車定員	137

## 8 テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態  
(サイドスリップ・テスタ)…………… 137
2. 近接排気騒音の大きさ (騒音計等) …… 138
3. 騒音防止装置  
(近接排気騒音の測定方法)…………… 140
4. CO・HC の濃度 (CO・HC テスタ) …… 144
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度  
(オパシメータ又は黒煙測定器)…………… 147
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き  
(前照灯試験機)…………… 150
7. 警音器の音の大きさ (騒音計等) …… 152
8. 速度計の指度の誤差 (速度計試験機) …… 153

# 1 自動車の構造関係

## 1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. 審査事務規程の用語の定義において、大型貨物自動車等とは車両総重量が (①) t 以上又は最大積載量が (②) t 以上の普通自動車 (セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。) をいう。 [R7.1]
- ☑2. 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備を装着した状態をいう。 [R7.1/R5.2/R4.1/R3.2]
- ☑3. 「けん引自動車」とは、自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。 [R4.2]
- ☑4. 「最遠軸距」とは、自動車の最前部の車軸中心 (前車軸を有しない被牽引自動車にあっては、連結装置中心) から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。 [R5.1 改]
- ☑5. 「審査時車両状態」とは、空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態 (被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者 1 名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車とを連結した状態。) をいう。 [R5.1/R3.1 改]
- ☑6. 「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な 1 m の間隔を有する 2 平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。 [R6.2]
- ☑7. 損傷とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、折損、亀裂又は腐食をいう。 [R4.1]
- ☑8. 第一種座席ベルトとは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト (第二種座席ベルトを除く。) であって、(①) 点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。第二種座席ベルトとは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、(②) 点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。 [R7.1]
- ☑9. ブローバイ・ガス還元装置とは、原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。 [R3.1]

●正解 1…①8/②5 : 2…○ : 3…× : 4…○ : 5…○ : 6…○ : 7…○ : 8…①2/②3 : 9…○

[関係法令]

### ◆審査規程◆ 1-3 用語の定義・抜粋

用語	内容
大型貨物自動車等	車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上の普通自動車 (セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員 11 人以上の自動車及びその形状が乗車定員 11 人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。) をいう。
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備を装着した状態をいう。 [以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。
牽引自動車	専ら被牽引自動車を牽引することを目的とするか否にかかわらず、被牽引自動車を牽引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。

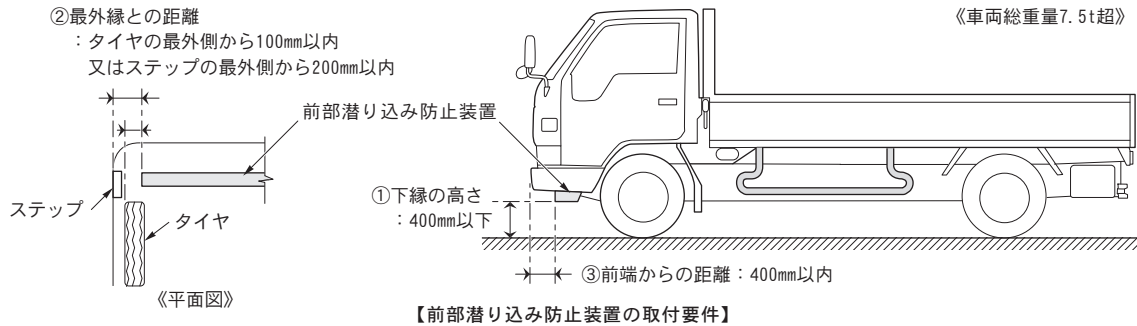
用語	内容	
最遠軸距	<p>自動車の最前部の車軸中心（前車軸を有しない被牽引自動車にあっては、連結装置中心）から最後部の車軸中心までの水平距離をいう。[以下略]</p> <p>▷前車軸を有しない被牽引自動車を「セミトレーラ」という。</p>	<p>【セミトレーラの最遠軸距】</p>
審査時車両状態	<p>次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。[以下略]</li> </ul>	
軸重	<p>自動車の車両中心線に垂直な1mの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のある全ての車輪の輪荷重の総和をいう。</p>	
積車状態	<p>空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。</p> <p>▷積車状態の自動車の重量を「車両総重量」という。</p>	
損傷	<p>当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。</p>	
第一種座席ベルト	<p>当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第二種座席ベルトを除く。）であって、二点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束することのできるものをいう。</p>	
第二種座席ベルト	<p>当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。</p>	
ブローバイ・ガス還元装置	<p>原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。</p>	

## 2 不適切な補修等

### [過去出題例]

- 1. 小型乗用自動車の後面左右に指定自動車と同一の位置に後退灯が備えられており、左右のうち右側だけ不点灯状態であった。不点灯である右側灯火の電球のみを取外し、配線は残っている状態であったが、基準に適合と判断した。[R6.1]
- 2. 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているものは、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、不適切な補修等の取扱いとして保安基準に適合しないものとして取り扱うものとする。[R7.1]
- 3. 不適切な補修等の取扱いとして、灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているものは、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取り扱うものとする。[R6.2]
- 4. 自動車検査証記載の最大積載量が2000kgの小型貨物自動車の後面に最大積載量の車体表示が無かったので、マグネットに記載をした最大積載量の車体表示を貼付けした。手で容易に取外しができる状態であったが基準に適合と判断した。[R6.1]

◎正解 1…×：2…○：3…○：4…×



【前部潜り込み防止装置の取付要件】

## 4 自動車の室内関係

### 1 乗車装置

[過去出題例]

- 1. 自動車の乗車装置は、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造でなければならない。この場合において、側面にとびら、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席であって、肘かけ又は握り手を有するものはこの基準に適合するものとする。[R6.2]
- 2. 消防自動車の立席乗車装置において、握り棒及び滑り止めを施した奥行き 30cm 以上の踏み板を有していたため、安全な乗車を確保できる構造のものとして基準に適合とした。[R3.1]
- 3. 二輪自動車の後部座席は、( ) 及び足かけを有すること。[R4.1]
- 4. 乗車定員が 2 名である二輪自動車の後部座席であって、足かけのみ備えていたが、乗車人員が動揺、衝撃等により転落又は転倒することなく安全な乗車を確保できる構造であるとし、基準に適合とした。[R3.2]
- 5. 普通乗用自動車の客室の足元床張りの一部が指定自動車等に備えられているものから材料が変更されていたが、変更された材料が厚さ 5 mm の木製の板だったため、難燃性であることが明らかなものとして、基準に適合とした。[R5.1]

◎正解 1…○：2…○：3…握り手：4…×：5…○

[関係法令]

#### ◆審査規程◆7-40 乗車装置・要約

[乗車装置の装備要件と適合する基準] ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

座席	基準に適合するもの
側面にとびら、鎖、ロープ等が備えられていない自動車の助手席	「肘かけ」又は「握り手」を有するもの
二輪自動車の後部座席	「握り手」及び「足かけ」を有するもの
消防自動車の立席	「握り棒」及び「滑り止めを施した踏板（奥行き 30cm 以上）」を有するもの

[難燃性] ※平成 6 年 4 月 1 日〔輸入自動車（乗車定員 11 人以上の乗用自動車を除く）は平成 7 年 4 月 1 日〕以降に製作された自動車に、この基準が適用される。

難燃性でなければならない自動車の装置等	難燃性とされる素材（*1）	内装とされないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 座席</li> <li>▪ 座席ベルト</li> <li>▪ 頭部後傾抑止装置</li> <li>▪ 年少者用補助乗車装置</li> <li>▪ 天井張り</li> <li>▪ 内張りその他の運転者室及び客室の内装（*2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 鉄板</li> <li>▪ アルミ板</li> <li>▪ FRP</li> <li>▪ 厚さ 3 mm 以上の木製の板（合板を含む）</li> <li>▪ 天然皮革</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 車体に固定されていないもの</li> <li>▪ 表面の寸法が、長さ 293mm 又は幅 25mm に満たないもの</li> </ul>

\*1：二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。

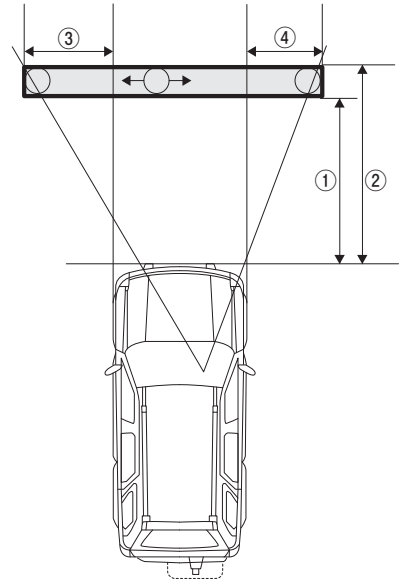
\*2：難燃性であることの証明書がある素材についても難燃性として取り扱うことができる。

## 2 運転者席

### [過去出題例]

#### ▪ 運転者席の視野

- ☑1. 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が 3.5t 以下のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）の運転者席は、運転者が運転者席において、次に掲げる鉛直面により囲まれる範囲内にある障害物（高さ 1 m 直径 30cm の円柱をいう。）の少なくとも一部を鏡等を用いずに直接確認できるものであること。ただし、A ピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取りハンドルにより確認が妨げられる場合にあっては、この限りでない。[R4.2]
- (1) 当該自動車の前面から ① の距離にある鉛直面
  - (2) 当該自動車の前面から ② の距離にある鉛直面
  - (3) 自動車の左側面（左ハンドル車にあっては「右側面」）から ③ の距離にある鉛直面
  - (4) 自動車の右側面（左ハンドル車にあっては「左側面」）から ④ の距離にある鉛直面



#### ▪ 装飾板

- ☑2. 車両総重量 3,995kg の普通貨物自動車の前面ガラス下部（窓ガラス開口部の下縁よりも上部となる位置）に、窓ガラスに接触しないように装飾板が装着されていたが、窓ガラスに接触していなかったため、基準に適合とした。[R5.1]
- ☑3. 車両総重量 4,260kg の小型貨物自動車の前面ガラス下部（窓ガラス開口部の下縁よりも上部となる位置）に、窓ガラスに接触しないように装飾板が装着され、運転者に必要な視野を有していないことから基準に不適合とした。[R4.1]

#### ▪ 保護仕切り

- ☑4. 運転者席は、乗車人員、積載物品等により運転操作を妨げられないものであることとされており、最大積載量が 1000kg のバン型小型貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。[R7.2]
- ☑5. 最大積載量 750kg のバン型小型貨物自動車において、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有していなかったが、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されるものとして基準に適合と判断した。[R6.2]
- ☑6. 自動車検査証記載の最大積載量が 500kg のバン型小型貨物自動車において、運転者席と物品積載装置との間に隔壁又は保護仕切を有していなかったが、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されるものとして認められたため基準に適合と判断した。[R6.1/R5.1]
- ☑7. 最大積載量が 500kg 以下の貨物自動車であって、運転者席の背あてにより積載物品等から保護されると認められるものは、運転者席の背あてを保護仕切りとみなす。[R3.1]

◎正解 1…① 2 m / ② 2.3m / ③ 0.9m / ④ 0.7m : 2…× : 3…○ : 4…× : 5…× : 6…○ : 7…○

## 1 ブレーキ制動力

### 1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s<sup>2</sup>の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s<sup>2</sup>であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8m/s<sup>2</sup> = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキテストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要であるということである。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキテストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s<sup>2</sup> = 4900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

### 2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

#### ◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目	計量単位	制動力の判定基準
主制動装置 制動力の総和	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が <b>4.90N/kg以上</b> であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを <b>3.92N/kg</b> に読み替えて適用する。
	kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の <b>50%以上</b> であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、50%を <b>40%</b> に読み替えて適用する。
後輪の制動力の和	N/kg	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が <b>0.98N/kg以上</b> であること。
	kgf	後車輪に係わる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の <b>10%以上</b> であること。
左右の車輪の制動力の差	N/kg	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が <b>0.78N/kg以下</b> であること。
	kgf	左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の <b>8%以下</b> であること。
駐車ブレーキ	N/kg	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が <b>1.96N/kg以上</b> であること。
	kgf	制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の <b>20%以上</b> であること。

- 注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。
- ②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次のように荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定ができるようになる。

試験では、ブレーキ制動力の問題について「kgf」か「N」のどちらかを選択できるようになっている。

「N」を選択する場合は、これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」、「3.92N/kg以上（降雨時）」、「0.98N/kg以上」、「0.78N/kg以下」、「1.96N/kg以上」の数値を、「kgf」を選択する場合は、「50%以上」、「40%以上（降雨時）」、「10%以上」、「8%以下」、「20%以上」の数値を完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法などに注意する。

[計算値の末尾の処理]

単位	左右差	制動力
kgf	小数点第2位（以下）を切り上げ	小数点第2位（以下）を切り捨て
	小数点第1位まで	
N	小数点第3位（以下）を切り上げ	小数点第3位（以下）を切り捨て
	小数点第2位まで	

## 2 年度別計算問題

### 1 令和7年度 第1回問題

#### 【1】ブレーキテストの指示が kgf の問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の普通乗用自動車（最高速度 120km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。

このときの天候条件は晴天で、ブレーキ・テストのローラは乾燥しており、すべての制動装置は計測時ロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第2位以下を切り上げ、制動力の割合については、小数点第2位以下を切り捨てて、小数点第1位まで求めなさい。また、（C表）の⑥～⑩に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

（A表）

車両重量	前軸	860kg
	後軸	530kg
乗車定員		4名

（B表）

主制動力	前軸	右	400kgf
		左	320kgf
	後軸	右	140kgf
		左	150kgf
駐車ブレーキの制動力		右	180kgf
		左	210kgf

（C表）

項目			計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の割合	① %	⑥
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の割合	② %	⑦
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の割合	③ %	⑧
	総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の割合	④ %	⑨
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の割合			⑤ %	⑩

R7.1

## 【2】ブレーキテストの指示がN（ニュートン）の問題

次の諸元（A表：自動車検査証）の普通乗用自動車（最高速度 120km/h）について、各軸重を計測できないブレーキ・テストを用いて制動力を計測したところ、（B表）の結果を得た。

このときの天候条件は晴天で、ブレーキ・テストのローラは乾燥しており、すべての制動装置は計測時ロックしなかった。

この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、（C表）の①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値について、左右差の割合については、小数点第3位以下を切り上げ、制動力の割合については、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。また、（C表）の⑥～⑩に保安基準の適否を判断し、「適」又は「否」を記入しなさい。[改]

（A表）

車両重量	前軸	860kg
	後軸	530kg
乗車定員		4名

（B表）

主制動力	前軸	右	3920N
		左	3140N
	後軸	右	1370N
		左	1470N
駐車ブレーキの制動力		右	1760N
		左	2060N

（C表）

項目		計算値	判定結果
主制動力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	① N/kg
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	② N/kg
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	③ N/kg
	総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の値	④ N/kg
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値		⑤ N/kg	⑩

R7.1

## 解説

### 【1】kgf を用いた場合

#### ①審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合

・制動力の前軸左右差は、（B表）より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前軸左右差} = \text{主制動力（前軸 右} - \text{左）} = 400\text{kgf} - 320\text{kgf} = 80\text{kgf}$$

・審査時車両状態における前軸重は、（A表）及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量（前軸重）} + 55\text{kg} = 860\text{kg} + 55\text{kg} = 915\text{kg}$$

・以上の結果、審査時車両状態における前軸重に対する前軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前軸左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} \times 100 = \frac{80\text{kgf}}{915\text{kg}} \times 100 = 8.74\cdots\%$$

・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。この場合、小数点第2位以下は「4…」であり、これを切り上げると、答えは「8.8%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「8.8%」であることから、適否の判定は「**⑥否**」となる。

## ②審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合

- ・制動力の後軸左右差は、(B表) より次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の後軸左右差} = \text{主制動力 (後軸 左-右)} = 150\text{kgf} - 140\text{kgf} = 10\text{kgf}$$

- ・審査時車両状態における後軸重は、(A表) より、530kg である。
- ・以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する後軸左右差の割合は次のとおりとなる。

$$\textcircled{2} = \frac{\text{制動力の後軸左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} \times 100 = \frac{10\text{kgf}}{530\text{kg}} \times 100 = 1.88\cdots\%$$

- ・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。この場合、小数点第2位以下は「8…」であり、これを切り上げると、答えは「1.9%」となる。判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「1.9%」であることから、適否の判定は「**⑦適**」となる。

## ③審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力の割合

- ・後軸制動力の和は、(B表) より次のとおりである。

$$\text{後軸制動力の和} = \text{主制動力 (後軸 右+左)} = 140\text{kgf} + 150\text{kgf} = 290\text{kgf}$$

- ・審査時車両状態における後軸重は、(A表) より 530kg である。
- ・以上の結果、審査時車両状態における後軸重に対する後軸制動力の割合は次のとおりとなる。

$$\textcircled{3} = \frac{\text{後軸制動力の和}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} \times 100 = \frac{290\text{kgf}}{530\text{kg}} \times 100 = 54.71\cdots\%$$

- ・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。この場合、小数点第2位以下は「1…」であり、これを切り捨てると、答えは「54.7%」となる。判定基準値は「10%以上」であり、計算値は「54.7%」であることから、適否の判定は「**⑧適**」となる。

R7.1

## ④審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合

- ・制動力の総和は、(B表) より次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{制動力の総和} &= \text{主制動力 (前軸 右+左)} + (\text{後軸 右+左}) \\ &= 400\text{kgf} + 320\text{kgf} + 140\text{kgf} + 150\text{kgf} = 1010\text{kgf} \end{aligned}$$

- ・審査時車両状態における自動車の重量は、(A表) 及び審査時車両状態の定義 (注①) より次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{審査時車両状態における自動車の重量} &= \text{車両重量 (前軸 + 55kg + 後軸)} \\ &= 860\text{kg} + 55\text{kg} + 530\text{kg} = 1445\text{kg} \end{aligned}$$

- ・以上の結果、審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の総和の割合は次のとおりとなる。

$$\textcircled{4} = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} \times 100 = \frac{1010\text{kgf}}{1445\text{kg}} \times 100 = 69.89\cdots\%$$

- ・設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。この場合、小数点第2位以下は「9…」であり、これを切り捨てると、答えは「69.8%」となる。判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾いている状態であることから「50%以上」が適用される。計算値は「69.8%」であることから、適否の判定は「**⑨適**」となる。

## 第4章 年度別試験問題

◎第4章に収録した過去の試問については、令和8年1月1日を製作年月日と改変し、模範解答及び解説を収録しています。

### 4-1 ▷令和7年度第1回 自動車検査員教習修了試問

//////////  
【1】 次の各文について、道路運送車両法又は関係法令等に照らして判断し、適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 自動車は、自動車検査証の写しを備え付け、検査標章を表示していれば、運行することができる。
2. 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
3. 臨時運行の許可の有効期間は15日をこえてはならない。但し、長期間を要する回送の場合その他特にやむを得ない場合は、この限りでない。
4. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の識別を困難にするような行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は道路運送車両法第32条の規定による命令（職権による打刻）を受けたときは、この限りでない。
5. 自動車の種別は、普通自動車、中型自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に分けられる。
6. 道路運送車両の保安基準で定められた衝突被害軽減制動制御装置を有する自動車で、運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー（運行補助装置）が取付られた窓ガラスを取り外した場合は、特定整備に該当する。
7. 検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかったときは、当該自動車に表示してはならない。
8. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う記録事項変更の申請をしなければならない。
9. 道路運送車両法において、「運行」とは、人又は物品を運送するとしないとにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること（道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。）をいう。
10. 何人も、道路運送車両法第58条第1項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は道路運送車両法第97条の3第1項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であって、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行ってはならない。

【2】 次の各文について、道路運送車両法又は関係法令等に照らして判断し、( ) の中にあてはまる最も適切なものを次の選択枠から選んで、その記号を記入しなさい。ただし、同じ記号を二度以上選んでもよい。

- 道路運送車両法は、道路運送車両に関し、(①) についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の(②) 事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う(③) を受けなければならない。
- 道路運送車両法及び関係法令等で規定されている四輪の軽自動車の大きさは、長さ(④) m 以下、幅 1.48m 以下、高さ 2.00m 以下である。
- 国土交通大臣は、自動車検査証の記録事項の変更が国土交通省令で定める事由に該当する場合において、保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。) が保安基準に適合するかどうかについて、これを提示して(⑤) を受けるべきことを命じなければならない。

ア：4.70	イ：3.20	ウ：譲渡権	エ：継続検査	オ：臨時検査	カ：整備
キ：3.40	ク：運送	コ：点検	サ：使用権	シ：3.30	ス：所有権
セ：構造等変更検査	ソ：旅客	タ：新規検査			

【3】 次の各文は、道路運送車両法又は関係法令等に規定されている事項に関して述べたものである。各文の( ) の中にあてはまる適切な語句又は数値を記入しなさい。

- 長さ 469cm、幅 169cm、高さ 172cm であって、軽油を燃料とする排気量が 2.99 l の自動車の種別は(①) 自動車である。
- 封印の取り付けは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の(②) 側の取り付け箇所に行うものとする。
- 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から(③) 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
- 自動車予備検査証の有効期間は、(④) 月とする。
- 新規検査の結果、初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量 8t 未満の貨物の運送の用に供する自動車の有効期間は(⑤) 年である。

【4】 次の各文は、道路運送車両法又は関係法令等に規定されている事項に関して述べたものである。各文の( ) の中にあてはまる適切な語句又は数値を記入しなさい。

- 自動車点検基準に掲げる点検のみによっては、当該自動車が保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合において、その判断のために必要な点検を行うおうとするときは、あらかじめ依頼者に必要と認められる(①) の内容を説明し、了解を得なければならない。
- 自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の(②) を受けなければならない。

3. 平成 27 年に製作された軽油を燃料とする車両総重量が 3,045kg の小型貨物自動車（排出ガス識別記号「QDF」）について、無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数をオパシメータで測定したところ、1 回目の測定値が  $0.42\text{m}^{-1}$  であったため、1 回目の測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数として、基準に適合とした。
4. 内燃機関を原動機とする軽油を燃料とする車両総重量が 3.5t 以下の普通貨物自動車について、プローバイ・ガス還元装置を備えていなかったため、基準に不適合とした。
5. ガソリンを燃料とする普通乗用自動車のアイドリング時（原動機を無負荷運転している状態）における排気管から大気中に排出される排出物の検査において、排気管内にプローブを 30cm しか挿入できなかったため、外気の混入を防止する措置を講じて測定を行ったところ、規制値以下であったため、基準に適合とした。

【13】 次の各文は、近接排気騒音（相対値規制適用時）の測定方法について述べたものである。各文の（ ）の中にあてはまる適切な字句等を記入しなさい。

1. 使用する騒音計のマイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方（①）° ± 10° に交わる排気管の開口部の中心を含む鉛直面上で排気管の基準点から（②）cm ± 2.5cm 離れた位置で、かつ、排気管の基準点の高さ（排気管の基準点の高さが地上高さ 20cm 未満の場合は地上高さ 20cm） ± 2.5cm の位置とする。
2. 原動機を次表の区分に応じた回転数 ± 5 % の回転数に 1 秒間以上一定に保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。  
なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。

区分	原動機回転数
(1) 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50% の回転数
(2) 二輪自動車及び側車付二輪自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超えるもの	
(3) 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転
(4) (1) から (3) 以外の自動車	最高出力時の回転数の (③) % の回転数

3. 近接排気騒音の測定場所は、概ね平坦で、車両の外周及びマイクロホンから（④）m 程度の範囲内に壁、ガードレール等の顕著な音響反射物がない場所とする。
4. 近接排気騒音の測定値の取扱いに関して、測定は（⑤）回行い、測定した騒音の値の小数第 1 位（小数第 2 位四捨五入）までの数値を測定値とする。

【14】 次の各文は、自動車の排出ガス規制について述べたものである。各文の（ ）の中にあてはまる最も適切なものを次の選択枠から選んで、その記号を記入しなさい。ただし、同じ記号を二度以上選んでもよい。

1. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車のアイドリング時（原動機を無負荷運転している状態）における排出ガスの測定値は、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものでなければならない。

自動車の種別	一酸化炭素※1	炭化水素※2
ア 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7800
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車	(①) %	100万分の1000
ウ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	(②) %	100万分の(③)
エ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車（定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものに限る。）	1.0%	100万分の500
オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車	1.0%	100万分の(④)

※1 容量比で表した値 ※2 ノルマルヘキサン当量による容量比で表した値

2. 軽油を燃料とする普通貨物自動車の無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定の際、自動車の排気管内にプローブを排気管出口径の(⑤)の長さまで挿入して測定する。

ア：4.5	イ：3.0	ウ：2.0	エ：1.0	オ：0.5
カ：2倍以上4倍以下	キ：3倍以上6倍以下	ク：4倍以上8倍以下		
コ：1200	サ：1000	シ：500	ス：300	

## ▶ 模範解答

### 【1】

- ×（写しは不可。原本を備え付ける）：車両法66条1項
- ：車両法4条
- ×（15日⇒5日）：車両法35条3項
- ：車両法31条
- ×（自動車の種別に中型自動車はない）：車両法3条
- ：施行規則3条8号ハ
- ：車両法66条5項
- ×（記録事項変更⇒移転登録）：車両法13条1項
- ：車両法2条5項
- ：車両法99条の2

### 【2】

- ①－ス（所有権）：②－カ（整備）：車両法1条
- ③－エ（継続検査）：車両法62条1項
- ④－キ（3.40）：車両法3条、施行規則2条 別表第1
- ⑤－セ（構造等変更検査）：車両法67条3項

### 【3】

- ①－小型：施行規則2条 別表第1
- ②－左：施行規則8条1項
- ③－15：車両法12条1項
- ④－3：車両法71条3項
- ⑤－2：車両法61条2項1号